

三朝町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月24日

三朝町長

三朝町規則第1号

### 三朝町子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

第1条 三朝町子ども・子育て支援法施行細則（平成27年三朝町規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(労働時間の下限)</p> <p>第3条 府令第1条の5第1号に規定する町が定める時間は、48時間とする。</p>	<p>(労働時間の下限)</p> <p>第3条 府令第1条第1号に規定する町が定める時間は、48時間とする。</p>
<p>(保育必要量の認定)</p> <p>第5条 府令第4条の規定による保育必要量の認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 府令第1条の5第1号又は第7号に掲げる事由に該当する場合（1月において120時間以上労働し、在学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。）保育標準時間認定（1日当たり11時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 府令第1条の5第1号又は第7号に掲げる事由に該当する場合（1月において120時間以上労働し、在学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。）保育標準時間認定（1日当たり11時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。）</p>	<p>(保育必要量の認定)</p> <p>第5条 府令第4条の規定による保育必要量の認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 府令第1条第1号又は第7号に掲げる事由に該当する場合（1月において120時間以上労働し、在学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。）保育標準時間認定（1日当たり11時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 府令第1条第1号又は第7号に掲げる事</p>

る事由に該当する場合（1月において48時間以上120時間未満労働し、在学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。）

保育短時間認定（1日当たり8時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。）

（3）府令第1条の5第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事由に該当する場合 保育標準時間認定

（4）府令第1条の5第6号又は第9号に掲げる事由に該当する場合 保育短時間認定（ただし、その事由を勘案し、町長が特に必要であると認める場合は、保育標準時間認定とすることができる。）

（5）府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当する場合 前各号に掲げる区分に準じてその事由を勘案し、保育標準時間認定又は保育短時間認定のうち、町長が適当と認める認定

2 略

（支給認定証等）

第6条 法第20条第4項の規定による通知及び認定証は、子どものための教育・保育給付に関する支給認定証（様式第2号）とする。

2 略

（教育・保育給付認定の有効期間）

第7条 略

（教育・保育給付認定の変更）

第8条 法第23条第1項の規定による申請は、教育・保育給付認定変更申請書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第23条第3項において読み替えて準用する法第20条第4項に規定する変更の認定に係る通知及び認定証は、子どものための教育・保育給付に関する支給認定証（様式第2号）により行うものとする。

由に該当する場合（1月において48時間以上120時間未満労働し、在学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。）保育短時間認定（1日当たり8時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。）

（3）府令第1条第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事由に該当する場合 保育標準時間認定

（4）府令第1条第6号又は第9号に掲げる事由に該当する場合 保育短時間認定（ただし、その事由を勘案し、町長が特に必要であると認める場合は、保育標準時間認定とすることができる。）

（5）府令第1条第10号に掲げる事由に該当する場合 前各号に掲げる区分に準じてその事由を勘案し、保育標準時間認定又は保育短時間認定のうち、町長が適当と認める認定

2 略

（支給認定証等）

第6条 法第20条第4項の規定による通知及び認定証は、子どものための教育・保育に関する支給認定証（様式第2号）とする。

2 略

（支給認定の有効期間）

第7条 略

（支給認定の変更）

第8条 法第23条第1項の規定による申請は、支給認定変更申請書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第23条第3項において読み替えて準用する法第20条第4項に規定する変更の認定に係る通知及び認定証は、子どものための教育・保育に関する支給認定証により行うものとする。

(保育料)

第9条 保育所使用料条例第3条第1項の町長が別に定める額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育を受ける子どもの教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）の住所地が三朝町内の場合 別表に定める額

(2) 教育・保育給付認定保護者が町内に住所を有しない場合 当該教育・保育給付認定保護者の住所地の市町村長が定める額

2 法第27条第3項第2号の町長が定める額（三朝町保育所の設置及び管理に関する条例（平成19年三朝町条例第24号）第2条の規定により設置された保育所に係るものを除く。）及び法附則第6条第4項の規定により町長が定める額は、別表に定める額とする。

3 府令第7条第1項の規定による通知（同項第1号に掲げるものに限る。）は、利用者負担額決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

4 教育・保育給付認定保護者（法の規定により、第1項又は第2項に規定する額（以下「保育料」という。）について三朝町が徴収する者に限る。）は、町長の発行する納入通知書又は口座振替により、その指定期日までに保育料を納付しなければならない。

(減免の手続)

第12条 前条の規定により保育料の減免を受けようとする教育・保育給付認定保護者は、保育料免除（減額）申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその実情を調査し、保育料免除（減額）決定通知書（様式第7号）により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。

(保育料)

第9条 保育所使用料条例第3条第1項の町長が別に定める額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育を受ける子どもの支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）の住所地が三朝町内の場合 別表に定める額

(2) 支給認定保護者が町内に住所を有しない場合 当該支給認定保護者の住所地の市町村長が定める額

2 法第27条第3項第2号の町長が定める額（三朝町保育所の設置及び管理に関する条例（平成19年三朝町条例第24号）第2条の規定により設置された保育所に係るものを除く。）は、別表に定める額とする。

3 府令第7条の規定による通知は、利用者負担額決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

4 支給認定保護者（法の規定により、第1項又は第2項に規定する額（以下「保育料」という。）について三朝町が徴収する者に限る。）は、町長の発行する納入通知書により、その指定期日までに保育料を納付しなければならない。

(減免の手続)

第12条 前条の規定により保育料の減免を受けようとする支給認定保護者は、保育料免除（減額）申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその実情を調査し、保育料免除（減額）決定通知書（様式第7号）により支給認定保護者に通知するものとする。

(入所の手続)

第13条 保育施設等の入所（継続して入所する場合を含む。）を希望する教育・保育給付認定保護者は、施設型給付費等支給認定申請書兼保育施設等入所申込書（現況届）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに、適否を決定し、入所承諾通知書（様式第8号）、入所継続決定通知書（様式第9号）又は入所不承諾通知書（様式第10号）により教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない。

(退所の手続)

第14条 教育・保育給付認定保護者は、入所期間内において子どもを退所させようとするときは、特定教育・保育施設退所届（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類の提出があったときは、退所決定通知書（様式第12号）により、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない。

様式第2号（第6条、第8条関係）

年 月 日

保護者氏名 様  
(児童氏名 様)

先に申請のあった支給認定について、下記のとおり認定したので通知します。

子どものための教育・保育給付に関する支給認定証

略

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

(入所の手続)

第13条 保育施設等の入所（継続して入所する場合を含む。）を希望する支給認定保護者は、施設型給付費等支給認定申請書兼保育施設等入所申込書（現況届）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに、適否を決定し、入所承諾決定通知書（様式第8号）、入所継続決定通知書（様式第9号）又は入所不承諾通知書（様式第10号）により支給認定保護者に通知しなければならない。

(退所の手続)

第14条 支給認定保護者は、入所期間内において子どもを退所させようとするときは、特定教育・保育施設退所届（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類の提出があったときは、退所決定通知書（様式第12号）により、支給認定保護者に通知しなければならない。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

保護者氏名 様  
(児童氏名 様)

先に申請のあった支給認定について、下記のとおり認定したので通知します。

子どものための教育・保育に関する支給認定証

略

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

三朝町長 様

略

教育・保育給付認定変更申請書

施設型給付費等給付認定について、下記のとおり変更が生じたので、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第23条第1項の規定に基づき、教育・保育給付認定の変更の認定を申請します。

記

略	
変更事項	<input type="checkbox"/> 認定区分 <input type="checkbox"/> 保育必要量 <input type="checkbox"/> 有効期間 <input type="checkbox"/> 利用者負担額 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 保護者変更
略	

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

保護者氏名 様

（児童氏名 様）

三朝町長

印

利用者負担額決定通知書

下記のとおり決定したので通知します。

記

略

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

保護者氏名 様

（児童氏名 様）

三朝町長 様

略

支給認定変更申請書

施設型給付費等支給申請認定について、下記のとおり変更が生じたので、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第23条第1項の規定に基づき、支給認定証を添付して、支給認定の変更の認定を申請します。

記

略	
変更事項	<input type="checkbox"/> 支給認定区分 <input type="checkbox"/> 保育必要量 <input type="checkbox"/> 有効期間 <input type="checkbox"/> 利用者負担額 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 保護者変更
略	

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

保護者氏名 様

（児童氏名 様）

三朝町長

印

利用者負担決定額通知書

下記のとおり決定したので通知します。

記

略

様式第8号（第13条関係）

年 月 日

保護者氏名 様

（児童氏名 様）

三朝町長

印

三朝町長

印

入所承諾通知書

入所の申請のあったことについて、下記のとおり入所を承諾したので通知します。

記

略

入所承諾決定通知書

入所の申請のあったことについて、下記のとおり入所を承諾したので通知します。

記

略

第2条 三朝町子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表（第9条関係）

## 保育料表

各月初日の入所子どもの属する階層区分			保育料（月額）					
階層区分	定義	1号認定 (教育認定子ども)	2号認定（満三歳以上保育認定子ども）	3号認定（満三歳未満保育認定子ども）	保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定
			保育標準時間認定	保育短時間認定				
第1階層	被保護世帯等（単給世帯を含む。） 及び市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	第1階層を除き、市町村民税均等割のみ課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
		0円	0円	0円	5,000円	5,000円	4,000円	4,000円
第3階層	第1階層及び第2階層満を除き、当該年度分（4月から）	0円	0円	0円	5,500円	5,500円	4,250円	4,250円
		0円	0円	0円	12,000円	12,000円	9,500円	9,500円
第4階層	8月分にあたる48,600円以下の世帯	0円	0円	0円	9,000円	9,000円	7,500円	7,500円

4 階 層	B	っては、前上72,800円 年度分)の未満 市町村民税 課税世帯で	帶等の世帯					
			ひとり親世 帶等の世 帶以外の世 帶	0円	0円	0円	19,000円	15,000円
第 5 階 層	A	あって、そ の所得割額 上77,101円	72,800円以 上77,101円	ひとり親世 帶等の世 帶	0円	0円	0円	9,000円
			が次の区分 未満	ひとり親世 帶等の世 帶以外の世 帶	0円	0円	0円	20,000円
第6階層	B	が次の区分 に該当する 世帯	77,101円以上 未満	97,000円	0円	0円	0円	16,000円
			97,000円以上 未満	133,000円	0円	0円	0円	27,000円
第7階層	B		133,000円以上 未満	169,000円	0円	0円	0円	22,500円
			169,000円以上 未満	301,000円	0円	0円	0円	30,000円
第8階層	B		301,000円以上		0円	0円	0円	24,000円
第9階層	B				0円	0円	0円	32,000円
第10階層	B				0円	0円	0円	25,500円

## 備考

- 年齢の区分については、児童の入所のあった日の属する年度の初日の前日における年齢によることとする。ただし、満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の保育料は、3号認定の額を適用する。
- 被保護世帯等とは、世帯を構成する納入義務者のいざれかが生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者である世帯をいう。
- ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。
  - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものがいる世帯
  - 次の手帳の交付を受けた者のいる世帯
    - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
    - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する  
精神障害者保健福祉手帳

- （3）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童  
扶養手当の支給対象児童又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障  
害基礎年金受給者が属する世帯
- （4）保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮している者として町  
長が認める者が属する世帯
- 4 この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する  
場合は、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、同法附則第5条第3項、附則第5条  
の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び  
第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。
- 5 階層区分の認定における当該年度（4月から8月までの間にあっては、前年度）分の市町村民  
税の課税状況は、教育・保育給付認定保護者（教育・保育給付認定保護者の前年（1月から  
8月までの間にあっては、前々年）の収入の合計が103万円未満の場合であって、当該教育・  
保育給付認定保護者以外の同居の扶養義務者（主としてその収入により生計を維持するものに  
限る。）があるときは、当該扶養義務者を含む。）に係る当該市町村民税の合計額により判定  
するものとする。
- 6 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養し  
ているもの（前年度の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額  
をいう。）が500万円を超える男子を除く。）の世帯であって、当該配偶者のない者が同項第  
11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫（以下「寡婦又は寡夫」という。）に該当  
しない世帯の階層区分の認定については、申出により、当該配偶者のない者で現に児童を扶養  
しているものを寡婦又は寡夫であるとみなして算定するものとする。
- 7 この表の規定にかかわらず、第2階層（区分Aの世帯を除く。）から第10階層までの世帯で  
あって、第2子以降の児童がいる者にあっては、当該児童の保育料は無料とする。この場合に  
おいて、第2子以降の児童とは、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする次の各号に掲げ  
る子の数が2以上の場合において、それぞれ出生の順位が第2位以降の子をいう。
- （1）教育・保育給付認定保護者に監護されている成年に達していない者
- （2）教育・保育給付認定保護者に監護されていた成年に達している者
- （3）教育・保育給付認定保護者又はその配偶者の直系卑属（前2号に掲げる者を除く。）の  
者

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後の三朝町子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に係る保育料から適用し、同日前に係る保育料は、なお従前の例による。